

## 国における障害者差別解消法の一部改正について

### ○障害者差別解消法の改正

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」が令和3年6月4日公布された。

施行は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定められる。

#### 【改正の概要】（別添参照）

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加（第3条）
2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化（第8条）
3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化（第6条）

### ○障害者差別解消法の基本方針の改定

#### （1）障害者政策委員会による検討状況

障害者団体および事業者団体に対するヒアリングが実施された。

- ①障害者団体ヒアリング：令和3年9月13日、27日（29団体）
- ②事業者団体ヒアリング：令和3年11月13日、15日（34団体）

#### 【参考①】ヒアリング対象障がい者団体

筋痛性脳脊髄炎の会、全国「精神病」者集団、全国肢体不自由児者父母の会連合会、全国重症心身障害児（者）を守る会、全国脊髄損傷者連合会、全国手をつなぐ育成会連合会、DPI日本会議、日本弱視者ネットワーク、日本身体障害者団体連合会、日本てんかん協会、全国言友会連絡協議会、全国心臓病の子どもを守る会、全国精神保健福祉会連合会、難病のこども支援全国ネットワーク、日本高次脳機能障害友の会、日本失語症協議会、日本自閉症協会、日本ダウン症協会、日本難病・疾病団体協議会 / 日本ALS協会、日本筋ジストロフィー協会、ピープルファーストジャパン、全国盲ろう者協会、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会、全日本ろうあ連盟、DPI女性障害者ネットワーク、日本視覚障害者団体連合、日本障害フォーラム、日本発達障害ネットワーク

【参考②】ヒアリング対象事業者団体

全国ハイヤー・タクシー連合会、日本バス協会、定期航空協会、日本地下鉄協会、  
日本民営鉄道協会、日本旅行業協会、全国児童発達支援協議会、全国銀行協会、  
日本医師会、日本精神科病院協会、日本薬剤師会、日本映画製作者連盟、全国知  
事会、全国市長会 / 全国警備業協会、全日本指定自動車教習所協会連合会、  
全国高等教育障害学生支援協議会、全国生活衛生同業組合中央会、日本歯科医師  
会、全国石油商業組合連合会、全国商工会連合会、日本経済団体連合会、日本商  
工会議所、日本書籍出版協会、全国社会福祉協議会全国保育協議会、日本ショッ  
ピングセンター協会、日本チェーンストア協会、東日本遊園地協会、JR 東・東  
海・西、全国賃貸住宅経営者協会連合会、全日本不動産協会、日本賃貸住宅管理  
協会、日本フランチャイズチェーン協会、全国町村会

(2) 障害者政策委員会による今後の審議の進め方

令和4年1月末に内閣府から示された案では、令和4年秋頃に基本  
方針改定案を取りまとめ、令和4年度中に、政府案のパブリックコメ  
ント等の手続を経て、閣議決定の予定。

令和4年3月以降：基本方針項目別の検討

(相談体制等の在り方に関する調査研究の報告も実施。)

令和4年夏以降：基本方針改定案(全体)の審議

秋頃：障害者政策委員会の意見として基本方針改定案を取り  
まとめ

令和4年度中：・障害者政策委員会の意見を踏まえ、基本方針の政府案  
を作成

・パブリックコメント等の手続を経て閣議決定

※ 基本方針の閣議決定後、改正法の施行までに、改定された基本方針を  
受け、各省庁(所管分野ごとの対応指針(ガイドライン)作成等)や  
地方公共団体(相談体制の整備等)において準備を行うほか、周知啓  
発活動を実施。

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第56号)

## 経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)附則第7条においては、施行(平成28年4月)後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

## 概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

### 1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

### 2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

### 3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

### ※ 施行期日

公布の日(令和3年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

## 参考

障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、**過重な負担がない範囲**で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)**を行うことを求めている。

(※障害者差別解消法(改正法施行前)では、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。)



段差がある場合に、スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

注 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)に基づき作成

